

議案第12号

債権の放棄について（教育委員会関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市高等学校等奨学金貸与条例（昭和63年大阪市条例第7号）に基づき本市が行った高等学校等奨学金の貸与2件に係る各債務者
- 2 債 権 の 内 容 高等学校等奨学金の貸与金に係る債権及び同債権についての支払督促の手續費用に係る債権
- 3 放棄する債権の額 下記の表に掲げる高等学校等奨学金の貸与金債権に係る未返還の元本の額の合計金1,170,000円及び同表2の項に掲げる未返還の元本の額に対する遅延利息並びに同表に掲げる支払督促の手續費用の額金6,070円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放棄の理由 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができない見込みがないため

	貸与期間	未返還の元本の額	支払督促の手續費用の額
1	平成2年4月から平成5年3月まで	金594,000円	金6,070円
2	平成9年4月から平成12年3月まで	金576,000円	—

令和3年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

本市が行った高等学校等奨学金の貸与 2 件に係る各債務者に対する奨学金の貸与金に係る債権及び同債権についての支払督促の手續費用に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。